

区内事業者の皆様へ

杉並区入札・契約制度の改正について

1 入札における区内事業者の受注枠について

予定価格2億円未満の工事案件、予定価格4千万円未満の委託・賃貸借、予定価格3千万円未満の物品購入は、競争性が確保される限り、原則として区内事業者のみの入札とします。

また、予定価格2億円以上5億円未満の工事案件における区外事業者の参加は、区内事業者の概ね1割（最低2社）とします。

2 工事案件の最低制限価格と予定価格事前公表について

工事案件について、最低制限価格の対象と予定価格事前公表の対象は、予定価格5千万円未満の案件とします。これに伴い、工事案件の低入札価格調査の対象と総合評価の対象は、予定価格5千万円以上の案件とします。

3 建設共同企業体の運用について

2者又は3者にて構成する建設共同体の構成員には、杉並区内に本店を置く者を1者以上含めるものとし、4者にて構成する建設共同体の構成員には、杉並区内に本店を置く者を2者以上含めるものとします。

4 その他

別紙のとおり、杉並区との契約を希望する事業者に対して、杉並区内の事業者の活用や区内在住者の雇用を要望します。

上記の改正は、令和3年4月1日から実施します。

なお、臨時的措置は令和3年3月31日をもって廃止します。

契約受注希望事業者の方へ

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第8条及び区内事業者の受注機会確保を図る令和3年度杉並区入札・契約制度の実施に伴い、区は杉並区発注案件へ契約希望事業者には、以下について協力を要請いたします。

1 下請負を予定している場合には、杉並区内事業者を活用する。

杉並区の発注案件において、履行のため下請負を必要とする場合は、杉並区内事業者を優先し、適切な契約書を取り交した上で、下請け代金を適正な期間内（一月以内）に支払うように努めてください。

2 杉並区発注案件に使用する資材・材料・物品の調達は、区内事業者からの調達を優先する。

杉並区の発注案件において必要とする資材・材料・物品の調達先は、杉並区内事業者を優先してください。

3 杉並区発注案件における雇用は、杉並区内に住所を有する者を優先する。

杉並区発注案件において雇用を必要とする場合は、杉並区内に住所を有する者を優先して雇用してください。

4 従事者への賃金額、支払い等、労働関係法令等を遵守する。

杉並区の発注業務に従事する者に対して、使用者として労働関係法令等を遵守するとともに、従事者に提示した労働条件を守ってください。

また、元請負人は、下請契約における関係者に対し、下請負人の倒産や資金繰りの悪化等、不測の損害を与えることのないよう請負代金や賃金を適正に支払ってください。